

水防関係に関するFAQ		
洪水ハザードマップ		
番号	質問	回答
1	洪水ハザードマップとは何ですか？	洪水ハザードマップは想定最大規模の降雨があった際の浸水範囲や浸水の深さを表示した浸水予想区域図に、地域の避難所等の情報を記載したものです。 浸水予想区域図は東京都から提供されたものであり、洪水浸水想定区域（※）に加えて、雨水出水（内水氾濫）も加味されています。 なお、渋谷区では洪水ハザードマップを水害種別（外水・内水・高潮）ごとには作成しておりません。 ※洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される（＝外水氾濫）区域及び浸水深を示したものです。
2	想定最大規模降雨とはどのレベルの雨ですか？	関東地域における想定最大規模降雨は1時間最大雨量153mm、総雨量（24時間）690mmとなっています。（年超過確率は1/1000以下です。） ※令和元年10月の台風19号の渋谷区内における1時間最大雨量は25mmでした。 ※1/1000年確率の降雨とは、1000年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)の降雨です。
3	内水氾濫・外水氾濫とは何ですか？	内水氾濫とは、堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫です。 外水氾濫とは、河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水することです。
4	洪水ハザードマップの最新版はいつ時点の情報ですか？	令和2年5月版が最新版です。情報が更新されましたらその都度ハザードマップの改定も行っていきます。
5	洪水ハザードマップについて、もっと詳細な図はありますか？	渋谷区ホームページ上の「渋谷区地図情報システム」をご覧ください。住所での検索も可能です。 (https://www2.wagmap.jp/shibuya/Portal) また浸水深や地盤高データ等の詳細につきましては、東京都建設局の「浸水予想区域図」をご覧ください。 (https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html)
6	印刷された洪水ハザードマップはどこで入手できますか？	渋谷区役所11階土木部管理課窓口、または区内出張所でご用命ください。 また「渋谷区地図情報システム」でご覧いただいた洪水ハザードマップは、ご自身でも印刷可能です。そちらも併せてご利用ください。
7	令和2年5月15日に洪水ハザードマップが改定されていますが、どこが変わったのですか？	自主避難施設を2か所追加しました。そのほか浸水予想区域等の変更はありません。
浸水実績		
8	浸水実績はどこで確認することができますか？	これまでは土木部管理課窓口（本庁舎11階）のみで公開していましたが、令和2年8月31日から、「渋谷区地図情報システム」でも公開しています。インターネット上で浸水実績をご覧いただけますので、「渋谷区地図情報システム」をご利用ください。 ※渋谷区地図情報システム： https://www2.wagmap.jp/shibuya/Portal
9	浸水実績はいつからのデータですか？	平成12年4月1日から令和2年3月31日までです。
10	平成12年より前のデータはありますか？	渋谷区にはありません。東京都建設局のホームページに一部載っておりますので、そちらからご確認下さい。 ※東京都建設局ホームページ https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/suishin/suigai_kiroku/kako.html
11	浸水実績図はどこからの情報をもとに作成していますか？	①水防本部活動に基づく情報収集②罹災証明③消防からの情報提供の3つをもとに作成しています。
12	情報の種類はどのようなものですか？	①床上浸水②床下浸水③地下浸水④道路冠水の4つです。
13	載っている情報より詳しいものはありますか？	ありません。載っている情報が全てです。
14	洪水ハザードマップ上の浸水予想区域ではない場所に浸水実績があるのはなぜですか？	洪水ハザードマップはあくまで予想になります。必ずしも洪水ハザードマップと浸水実績が一致するということはありません。

その他	
15	<p>洪水ハザードマップは、お住まいの地域の浸水の可能性について知っていただき、緊急時の水防、避難、水害に強い生活様式の工夫にお役立ていただくものです。</p> <p>宅地又は建物の取引に際しては、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令2号）の公布により、令和2年8月28日から宅地建物取引業者には、洪水などの水害リスクを購入者等に前もって説明することが義務づけられました。</p>
16	<p>高潮想定区域はありますか？</p> <p>※高潮想定区域とは、水位周知海岸として指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される区域（水防法第14条の3、第15条）です。</p>
17	<p>津波災害警戒区域はありますか？</p> <p>※津波災害警戒区域とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の、浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定したもの（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項）です。</p>
18	<p>浸水被害軽減地区はありますか？</p> <p>※浸水被害軽減地区とは、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる地区、で水防管理者が指定するもの（水防法第15条の6）です。</p>
19	<p>浸水被害対策区域はありますか？</p> <p>※浸水被害対策区域とは、公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、条例で、「浸水被害対策区域」を指定できる制度（改正下水道法第25条の2）にて指定された区域です。</p>
20	<p>渋谷駅東口地下貯留施設ができることによって、ハザードマップ等の改定はあり得ますか？</p> <p>東京都が公表している浸水予想区域図のデータをもとに作成しているため、そちらのデータが改定されれば洪水ハザードマップも改定します。</p> <p>渋谷駅東口地下貯留施設は令和2年8月31日から供用が開始されています。</p> <p>詳しくは東京都下水道局へお問合せ下さい。</p>